

2 指導票関係

指導票番号	指 導 事 項 改 善 状 況

3 過重労働による健康障害防止のための措置状況

	改 善 等 措 置 状 況

4 是正したことを証明する写真、領収書・免許証等の写し等の添付箇所

指 導 票

令和元年 6 月 4 日

四市複合事務組合

管理者 船橋市長 松戸 徹 殿

(特別養護老人ホーム三山園)

船橋労働基準監督署

労働基準監督官

厚生労働技官

厚生労働事務官

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。

なお、改善の状況については 7 月 末 日までに報告してください。

指 導 事 項

1 貴事業場においては、実質的に 1 か月単位の変形労働時間制が採用されていますが、就業規則その他これに準ずるものに定めがなく、法定要件を満たしていないため、リーフレット「1 か月単位の変形労働時間制」に基づき、必要な対応をとってください。

2 休憩時間とは、「単に作業に従事しない手待ち時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと」(昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号)とされています。

貴事業場における「仮眠時間」については、上記通達に照らすと労働時間と解されるため、必要な対応を検討してください。

また、所定休憩時間中であつたとしても、業務の都合上労働している場合は、その時間は労働時間として適正に把握する必要があります。

つきましては、休憩時間として設定した時間帯に労働者が休憩できているかについて労働者からヒアリングを行う等により実態調査を行うとともに、その結果を上記期日までに報告してください。

受領年月日
受領者職氏名

平成 元 年 6 月 4 日

また、当該調査結果を踏まえ、法定休憩（労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間）を確実に取得できるための対策、やむを得ず所定休憩時間中に業務を行った場合の労働時間管理等について必要な対応を検討してください。

3 貴事業場においては、賃金計算の基礎となった自己申告の記録とタイムカードの打刻時間との間に相違が存在しているにもかかわらず、その相違が生じている原因を合理的に説明できない状況が認められます。

つきましては、適切な労務管理を行う観点から、

① 実際の労働時間を適正に把握するための具体的な方策を講じた上で、その実施状況及び実施後の労働時間管理の状況（6月分）を、上記期日までに、タイムカード、自己申告記録及び賃金台帳（労働時間集計結果含む）を添えて報告してください。その後も、労働時間管理の状況（7月分、8月分）について、月に1回、定期的に報告してください。

② 平成31年1月1日に遡って、タイムカード等を示した上で各労働者から事実関係について実態調査を行い、その結果と今後の改善策について、上記期日までに報告してください。なお、当該実態調査の結果、差額の割増賃金の支払が必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに同種事案の再発防止のための具体的な方策を講じた上でこれら事項について併せて報告してください。

4 リーフレット「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」を参考に、年次有給休暇の適正な取得に向けた必要な対応を検討してください。なお、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取してできる限り労働者の希望に沿った取得時季となるよう聴取した意見を尊重するよう努めること、既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては使用者による時季指定ができないこと等に留意してください。